

審 査 基 準

平成 25 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第49条の5
処 分 の 概 要：駐車の禁止
原権者(委任先)：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：徳島県道路交通法施行細則第4条の2（署長の駐車許可）
審 査 基 準：別紙のとおり
標準処理期間：3日（行政庁の休日は含まれない。）
申 請 先：当該場所を管轄する警察署
問い合わせ先：徳島県警察本部交通部交通規制課規制第一係 (088-622-3101 内線5173) 警察署交通課
備 考：

別紙

警察署長は、駐車許可の申請の内容が、次の1から4までのいずれにも該当するときは、許可をするものとする。

1 駐車する日時

駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

2 駐車の場所及び方法

次のいずれにも該当すること。

- (1) 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
- (2) 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

3 駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

- (1) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- (2) 当該時間制限駐車区間に於いて道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反となならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
- (3) 道路交通法第77条（道路の使用の許可）第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

4 駐車可能な場所の有無

駐車可能な場所について、用務地に隣接又は近接した場所に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらを利用することができないと認められること。